

○ 官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正十一年閣令第六号）（第一条関係）	1
○ 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）（第二条関係）	2
○ 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）（第三条関係）	30
○ 旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令（昭和三十一年大蔵省令第四十二号）（第四条関係）	32
○ 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）（第五条関係）	33
○ 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）（第六条関係）	51
○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特別疾病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）（第七条関係）	53
○ 沖繩の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年総理府令第四十号）（第八条関係）	55
○ 失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）（第九条関係）	56
○ 恩給年額を職権により改定する場合の手続等に関する省令（昭和五十四年総理府令第四十二号）（第十条関係）	57
○ 総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）（第十一条関係）	58
○ 特別職の職員の給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令（平成十七年総務省令第五十三号）（第十二条関係）	59
○ 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令（平成二十一年総務省令第二十七号）（第十三条関係）	61
○ 国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）	

	(第十四条関係)	・ ・ ・ ・ ・	62
○	国家公務員退職手当施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令（平成二十五年総務省令第五十七号）（第十五条関係）	・ ・ ・ ・ ・	63
○	国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令（平成二十五年総務省令第五十八号）（第十六条関係）	・ ・ ・ ・ ・	64
○	失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第五十九号）（第十七条関係）	・ ・ ・ ・ ・	66
○	総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）（第十八条関係）	・ ・ ・ ・ ・	67
○	総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）（第十九条関係）	・ ・ ・ ・ ・	85

○ 官庁執務時間並休暇ニ関スル件（大正十一年閣令第六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 土地ノ状況ニ依リ又ハ事務ノ性質上必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ内閣総理大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ執務時間ノ変更、繰替又ハ延長ヲ為スコトヲ得</p>	<p>2 土地ノ状況ニ依リ又ハ事務ノ性質上必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ総務大臣ノ許可ヲ得テ前項ノ執務時間ノ変更、繰替又ハ延長ヲ為スコトヲ得</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令は、国庫の支弁に属する恩給で総務大臣の管掌に係るものの請求等の手続を定めることをもつて目的とする。</p> <p>（經由庁のない書類）</p> <p>第三条 裁定庁に直接に差し出すべきことを定めた書類は、総務省に差し出すことを要する。</p> <p>（国外居住者の恩給請求）</p> <p>第五条 規則第六条又は第十三条ノ三の規定により扶助料請求書又は傷病者遺族特別年金請求書を直接に裁定庁に差し出すべき場合においては、国外に居住する者は、所管領事官の現住証明を受け、これを総務省に差し出すことを要する。</p> <p>（本属庁の事務）</p> <p>第六条 本属庁において恩給請求書類を受け付けたときは、別紙第四十九号書式から第五十三号書式までに準じて恩給金額計算書を作り、証拠書類を添付して、これを総務省に送付しなければならない。ただし、規則第二十二条第一項ただし書に規定する場合においては、恩給金額計算書を作ることを要しない。</p> <p>（恩給証書の交付）</p> <p>第七条 総務省において、規則第二十六条ノ二に規定する裁定告知書を交付した後恩給証書を作成したときは、これを権利者に交付するものとする。この場合にお</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この省令は、国庫の支弁に属する恩給で総務省人事・恩給局長の管掌に係るものの請求等の手続を定めることをもつて目的とする。</p> <p>（經由庁のない書類）</p> <p>第三条 裁定庁に直接に差し出すべきことを定めた書類は、総務省人事・恩給局に差し出すことを要する。</p> <p>（国外居住者の恩給請求）</p> <p>第五条 規則第六条又は第十三条ノ三の規定により扶助料請求書又は傷病者遺族特別年金請求書を直接に裁定庁に差し出すべき場合においては、国外に居住する者は、所管領事官の現住証明を受け、これを総務省人事・恩給局に差し出すことを要する。</p> <p>（本属庁の事務）</p> <p>第六条 本属庁において恩給請求書類を受け付けたときは、別紙第四十九号書式から第五十三号書式までに準じて恩給金額計算書を作り、証拠書類を添付して、これを総務省人事・恩給局に送付しなければならない。ただし、規則第二十二条第一項ただし書に規定する場合においては、恩給金額計算書を作ることを要しない。</p> <p>（恩給証書の交付）</p> <p>第七条 総務省人事・恩給局において、規則第二十六条ノ二に規定する裁定告知書を交付した後恩給証書を作成したときは、これを権利者に交付するものとする。</p>

いて、権利者は裁定告知書を総務省に返納することを要する。

(恩給請求の却下)

第八条 恩給の請求を却下した場合においては、総務大臣は、請求者に対して直接その旨を通知するとともに、その要旨を関係庁に通知しなければならない。

(恩給証書等の誤りの訂正)

第九条 総務省において、規則第二十五条の規定により誤りを訂正し、又は裁定の改訂をした場合においては、権利者に通知し、又は新証書を交付しなければならない。

(支払通知書が還付されたときの取扱い)

第十条 総務大臣は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書(支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。)が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

(生存の確認)

第十条の三 総務大臣は、規則第二十九条第一項に規定する支給期月の前月において、都道府県知事(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。

この場合において、権利者は裁定告知書を総務省人事・恩給局に返納することを要する。

(恩給請求の却下)

第八条 恩給の請求を却下した場合においては、総務省人事・恩給局長は、請求者に対して直接その旨を通知するとともに、その要旨を関係庁に通知しなければならない。

(恩給証書等の誤りの訂正)

第九条 総務省人事・恩給局において、規則第二十五条の規定により誤りを訂正し、又は裁定の改訂をした場合においては、権利者に通知し、又は新証書を交付しなければならない。

(支払通知書が還付されたときの取扱い)

第十条 総務省人事・恩給局長は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書(支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する国庫金送金通知書をいう。)が還付され、権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

(生存の確認)

第十条の三 総務省人事・恩給局長は、規則第二十九条第一項に規定する支給期月の前月において、都道府県知事(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあつては、指定情報処理機関)から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の対象者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受け、当該者の生存の事実を確認するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた年金たる恩給の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

(未支給金の請求等)

2 総務大臣は、前項の規定により本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた年金たる恩給の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

2 総務大臣は、前項の請求に係る未支給金を支給するときは、失権時給与金支給決定通知書を当該遺族又は相続人に交付しなければならない。

(払渡金融機関の名称等の届出)

2 総務大臣は、前項の請求に係る未支給金を支給するときは、失権時給与金支給決定通知書を当該遺族又は相続人に交付しなければならない。

(国外に居住する受給者の受領代理人)

第十三条 国外に居住する受給者が、国内においてその者に代わつて恩給の支給を受ける者（以下「受領代理人」という。）を指名し、又はその受領代理人を変更

2 総務省人事・恩給局長は、前項の規定により本人確認情報の提供を受け、生存の事実が確認されなかつた年金たる恩給の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

(未支給金の請求等)

2 総務省人事・恩給局長は、前項の請求に係る未支給金を支給するときは、失権時給与金支給決定通知書を当該遺族又は相続人に交付しなければならない。

(払渡金融機関の名称等の届出)

2 総務省人事・恩給局長は、前項の請求に係る未支給金を支給するときは、失権時給与金支給決定通知書を当該遺族又は相続人に交付しなければならない。

(国外に居住する受給者の受領代理人)

第十三条 国外に居住する受給者が、国内においてその者に代わつて恩給の支給を受ける者（以下「受領代理人」という。）を指名し、又はその受領代理人を変更

しようとするときは、恩給証書記号番号、受領代理人の氏名及び住所並びに当該受領代理人により支給を受ける期間（一回の委任につき五年を限度とする。）その他必要な事項を記載した委任届に所管領事官の作成した現住証明書を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。

2 受領代理人により恩給の支給を受けることをやめようとするときは、その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

（恩給証書又は裁定通知書の再交付）

第十五条 規則第三十六条の規定により恩給証書（裁定告知書を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する。

2 （略）

別紙

第一号書式

普通恩給請求書

普通恩給を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

（フリガナ）

請求者氏名

（※代筆の場合は、請求者の印を押ししてください。）

しようとするときは、恩給証書記号番号、受領代理人の氏名及び住所並びに当該受領代理人により支給を受ける期間（一回の委任につき五年を限度とする。）その他必要な事項を記載した委任届に所管領事官の作成した現住証明書を添付して、これを総務省人事・恩給局に差し出すことを要する。

2 受領代理人により恩給の支給を受けることをやめようとするときは、その旨を記載した届書を総務省人事・恩給局に差し出すことを要する。

（恩給証書又は裁定通知書の再交付）

第十五条 規則第三十六条の規定により恩給証書（裁定告知書を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は裁定通知書の再交付を申請する者は、おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申請書を作り、これを総務省人事・恩給局に差し出すことを要する。

2 （略）

別紙

第一号書式

普通恩給請求書

普通恩給を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

（フリガナ）

請求者氏名

（※代筆の場合は、請求者の印を押ししてください。）

退職年月日	年 月 日
退職当時の 階級・官職名	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現住所	都道 府県 _____ _____
	(電話番号 — — — —)

第二号書式

普通恩給改定請求書
下記普通恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名 _____

(※代筆の場合は、請求者の印を

退職年月日	年 月 日
退職当時の 階級・官職名	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現住所	都道 府県 _____ _____
	(電話番号 — — — —)

第二号書式

普通恩給改定請求書
下記普通恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名 _____

(※代筆の場合は、請求者の印を

押してください。)

恩給証書 記号番号	第 号
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 — —)

第三号書式

公務傷病による恩給請求書
公務傷病による恩給を 給与 改定 されたく、証拠書 類を添えて請求します。 総務大臣 殿
年 月 日
(フリガナ) 請求者氏名 _____

押してください。)

恩給証書 記号番号	第 号
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 — —)

第三号書式

公務傷病による恩給請求書
公務傷病による恩給を 給与 改定 されたく、証拠書 類を添えて請求します。 総務省人事・恩給局長 殿
年 月 日
(フリガナ) 請求者氏名 _____

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

退職年月日	年 月 日
退職当時の 階級・官職名	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現 住 所	都道 府県 _____ _____
	(電話番号 — — — —)

第四号書式

再審査請求書

下記恩給を給されていたところ、まだ傷病が回復していませんから再審査されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

退職年月日	年 月 日
退職当時の 階級・官職名	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現 住 所	都道 府県 _____ _____
	(電話番号 — — — —)

第四号書式

再審査請求書

下記恩給を給されていたところ、まだ傷病が回復していませんから再審査されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
恩給証書 記号番号	第 号
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 ー ー ー)

第五号書式

公務傷病による恩給改定請求書 加給の原因である家族の員数が { 増加 } したから 下記恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請 求します。 <u>総務大臣</u> 殿 年 月 日
--

(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
恩給証書 記号番号	第 号
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 ー ー ー)

第五号書式

公務傷病による恩給改定請求書 加給の原因である家族の員数が { 増加 } したから 下記恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請 求します。 <u>総務省人事・恩給局長</u> 殿 年 月 日
--

(フリガナ)
請求者氏名
(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

恩
給
証
書
番
号

第

号

郵便番号

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現
住
所

都
道
府
県

(電話番号 — —)

第六号書式

一時恩給請求書
一時恩給を給与されたく、証拠書類を添えて請
求します。
総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名
(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

恩
給
証
書
番
号

第

号

郵便番号

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現
住
所

都
道
府
県

(電話番号 — —)

第六号書式

一時恩給請求書
一時恩給を給与されたく、証拠書類を添えて請
求します。
総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
退職年月日	年 月 日
退職当時の 階級・官職名	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現 住 所	都道 府県 _____ _____
	(電話番号 — — —)

第七号書式

扶助料請求書 扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。 <u>総務大臣</u> 殿 年 月 日

(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
退職年月日	年 月 日
退職当時の 階級・官職名	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現 住 所	都道 府県 _____ _____
	(電話番号 — — —)

第七号書式

扶助料請求書 扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。 <u>総務省人事・恩給局長</u> 殿 年 月 日

(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)		
公務員 (旧軍 人等) 氏名	公務員 との続柄	
死亡年月日		
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 — —)	

第八号書式

扶助料請求書

扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務大臣 殿
 年 月 日

(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)		
公務員 (旧軍 人等) 氏名	公務員 との続柄	
死亡年月日		
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 — —)	

第八号書式

扶助料請求書

扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務省人事・恩給局長 殿
 年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名
(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

請求者の公務員 (旧軍人等) との続柄

前扶助料
権者氏名

失権年月日

年 月 日

郵便番号

□□□□ - □□□□

現住所

都道
府県

(電話番号 — — — —)

第九号書式

傷病者遺族特別年金請求書
傷病者遺族特別年金を給与されたく、証拠書類
を添えて請求します。

(フリガナ)
請求者氏名
(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

請求者の公務員 (旧軍人等) との続柄

前扶助料
権者氏名

失権年月日

年 月 日

郵便番号

□□□□ - □□□□

現住所

都道
府県

(電話番号 — — — —)

第九号書式

傷病者遺族特別年金請求書
傷病者遺族特別年金を給与されたく、証拠書類
を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

公務員 (旧軍
人等) 氏名

公務員

死亡年月日

との続柄

郵便番号

-

現住所

都道
府県

(電話番号 — —)

第十号書式

扶助料改定請求書

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

公務員 (旧軍
人等) 氏名

公務員

死亡年月日

との続柄

郵便番号

-

現住所

都道
府県

(電話番号 — —)

第十号書式

扶助料改定請求書

下記扶助料を改定されたく、証拠書類を添えて
請求します。
総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

扶助料証書
記号番号

第 号

郵便番号

-

現住所

都道
府県

(電話番号 — —)

第十一号書式

扶助料証書換請求書
扶助料証書を書き換えられたく、証拠書類を添

下記扶助料を改定されたく、証拠書類を添えて
請求します。
総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

扶助料証書
記号番号

第 号

郵便番号

-

現住所

都道
府県

(電話番号 — —)

第十一号書式

扶助料証書換請求書
扶助料証書を書き換えられたく、証拠書類を添

えて請求します。
総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

失権した
者の氏名

失権年月日

年 月 日

郵便番号

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現 住 所

都道
府県

(電話番号 — —)

えて請求します。
総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

失権した
者の氏名

失権年月日

年 月 日

郵便番号

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

現 住 所

都道
府県

(電話番号 — —)

加給（加算）員数の変動による扶助料改定請求書
 加給（加算）の原因である遺族の員数が } 増加 } 減少 }
 したから、下記扶助料を改定されたく、証拠書類
 を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

（フリガナ）

請求者氏名 _____

（※代筆の場合は、請求者の印を
 押してください。）

扶助料証書
 記号番号

第 _____ 号

郵便番号

-

現 住 所

都道
 府県

（電話番号 _____）

加給（加算）員数の変動による扶助料改定請求書
 加給（加算）の原因である遺族の員数が } 増加 } 減少 }
 したから、下記扶助料を改定されたく、証拠書類
 を添えて請求します。

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

（フリガナ）

請求者氏名 _____

（※代筆の場合は、請求者の印を
 押してください。）

扶助料証書
 記号番号

第 _____ 号

郵便番号

-

現 住 所

都道
 府県

（電話番号 _____）

第十三号書式

<p>加算に関する扶助料改定請求書 下記扶助料を改定されたく、証拠書類を添えて 請求します。 総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)</p>	
扶助料証書 記号番号	第 号
現 住 所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道 府県 _____ _____ (電話番号 □□ - □□ - □□□□)

第十四号書式

第十三号書式

<p>加算に関する扶助料改定請求書 下記扶助料を改定されたく、証拠書類を添えて 請求します。 総務省人事・恩給局長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>(フリガナ) 請求者氏名 (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)</p>	
扶助料証書 記号番号	第 号
現 住 所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道 府県 _____ _____ (電話番号 □□ - □□ - □□□□)

第十四号書式

扶助料停止申請書

下記扶助料権者は所在が不明であるから、扶助料を停止されたく証拠書類を添えて申請します。
総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
 押してください。)

申請者の公務員との続柄

扶助料権者
 氏名

所在不明
 となった日

年 月 日

第十五号書式

扶助料転給請求書

下記扶助料権者の扶助料の停止期間中扶助料を
 転給されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務大臣 殿

扶助料停止申請書

下記扶助料権者は所在が不明であるから、扶助料を停止されたく証拠書類を添えて申請します。
総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)

請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
 押してください。)

申請者の公務員との続柄

扶助料権者
 氏名

所在不明
 となった日

年 月 日

第十五号書式

扶助料転給請求書

下記扶助料権者の扶助料の停止期間中扶助料を
 転給されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

申請者の公務員との続柄	
扶助料権者氏名	
停止事由	(次の該当する番号に○印をつけてください。) (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。
請求者の公務員との続柄	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現住所	都道府県 _____

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

申請者の公務員との続柄	
扶助料権者氏名	
停止事由	(次の該当する番号に○印をつけてください。) (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。
請求者の公務員との続柄	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現住所	都道府県 _____

(電話番号 ー ー)

第十六号書式

一時扶助料請求書
一時扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて
請求します。
総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名
(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

公務員 (旧軍 人等) 氏名	公務員	
死亡年月日	との続柄	
郵便番号	□□□□ - □□□□	
現住所	都道府県	

(電話番号 ー ー)

第十六号書式

一時扶助料請求書
一時扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて
請求します。
総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名
(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

公務員 (旧軍 人等) 氏名	公務員	
死亡年月日	との続柄	
郵便番号	□□□□ - □□□□	
現住所	都道府県	

(電話番号 — —)

(電話番号 — —)

第四十九号書式

第四十九号書式

(その一)

歳年	月	定日	
証記号	番号	第	号
発年	月	送日	
前記	証番号	第	号

普通恩給金額計算書

退職当時の階級・官職名 _____

氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退職年月日	昭和 年 月 日	普通恩給年額	円
退職の事由		付記	
在職年数	年 [実年月日] 加 年 月 日]		
恩給年額算出率	150 - 300		
退職当時の俸給年額	円	銭	
年法律第 号		円	
規定俸給年額		円	
恩給法第64条その他定めによる控除額	一時恩給給金	円	
	控除額	円	銭
給与	初 月 年 月	年 月	

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

(官 職) 印
総務大臣 殿

第四十九号書式

第四十九号書式

(その一)

歳年	月	定日	
証記号	番号	第	号
発年	月	送日	
前記	証番号	第	号

普通恩給金額計算書

退職当時の階級・官職名 _____

氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退職年月日	昭和 年 月 日	普通恩給年額	円
退職の事由		付記	
在職年数	年 [実年月日] 加 年 月 日]		
恩給年額算出率	150 - 300		
退職当時の俸給年額	円	銭	
年法律第 号		円	
規定俸給年額		円	
恩給法第64条その他定めによる控除額	一時恩給給金	円	
	控除額	円	銭
給与	初 月 年 月	年 月	

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

(官 職) 印
総務省人事・恩給局長 殿

第五十一号書式

第五十一号書式

(その一)

発年	発月	発日	
定日	第	号	
記号	第	号	
発年	発月	発日	

一時恩給金額計算書

退職当時の階級・官職名 _____

氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退職年月日	昭和 年 月 日	退職の事由	
一時恩給金額の算出の基礎となる在職年数		年	
一時恩給金額の算出の基礎となる俸給月額		円	銭
一時恩給金額		円	

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

総務大臣 殿

(官 職) 印

第五十一号書式

第五十一号書式

(その一)

発年	発月	発日	
定日	第	号	
記号	第	号	
発年	発月	発日	

一時恩給金額計算書

退職当時の階級・官職名 _____

氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退職年月日	昭和 年 月 日	退職の事由	
一時恩給金額の算出の基礎となる在職年数		年	
一時恩給金額の算出の基礎となる俸給月額		円	銭
一時恩給金額		円	

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

総務省人事・恩給局長 殿

(官 職) 印

第五十二号書式

第五十二号書式

(その一)

鑑定年月日	第 号
登記号番号	第 号
送付年月日	

前記証番号	第 号
-------	-----

扶助料金額計算書

公務員退職 (死亡) 当時の階級・官職名 _____

公務員の氏名 _____

公務員との続柄 _____ 氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退職年月日 死亡年月日	昭和 年 月 日	扶助料年額 (加給・加算額を含む) 普通恩給年額の10分の5 の額	円 銭
退職事由 又は死因		算出率 扶助料年額を 加給・加算額を 除く	割
在職年数	年 [月 日] (年 月 日)	扶助料年額 加給・加算額	円
恩給年額算出率	150 — ・ — 300	加算額 の内訳	円 人
退職当時の俸給年額	円 銭	加算額	円
年法律第 号 反定俸給年額	円	遺族補償年額	円
恩給法 一時恩給 第4条ノ2その 他の規定による控除額	円	遺族補償年額 停止年額 から	円
普通恩給年額	円	付記	
給与初月 年 月	年 月		

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日 殿

総務大臣

(官 職) 印

第五十二号書式

第五十二号書式

(その一)

鑑定年月日	第 号
登記号番号	第 号
送付年月日	

前記証番号	第 号
-------	-----

扶助料金額計算書

公務員退職 (死亡) 当時の階級・官職名 _____

公務員の氏名 _____

公務員との続柄 _____ 氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退職年月日 死亡年月日	昭和 年 月 日	扶助料年額 (加給・加算額を含む) 普通恩給年額の10分の5 の額	円 銭
退職事由 又は死因		算出率 扶助料年額を 加給・加算額を 除く	割
在職年数	年 [月 日] (年 月 日)	扶助料年額 加給・加算額	円
恩給年額算出率	150 — ・ — 300	加算額 の内訳	円 人
退職当時の俸給年額	円 銭	加算額	円
年法律第 号 反定俸給年額	円	遺族補償年額	円
恩給法 一時恩給 第4条ノ2その 他の規定による控除額	円	遺族補償年額 停止年額 から	円
普通恩給年額	円	付記	
給与初月 年 月	年 月		

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日 殿

総務省人事・恩給局長

(官 職) 印

第五十三号書式

第五十三号書式

(その一)

裁 年 月 日	
記 番 号	第 号
発 年 月 日	

一時扶助料金額計算書

公務員退職(死亡)当時の階級・官職名 _____

公務員の氏名 _____

公務員との続柄 _____ 氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退 職 年 月 日	昭和 年 月 日	退職の事由	
-----------	----------	-------	--

死 亡 年 月 日	昭和 年 月 日
-----------	----------

一時扶助料金額の算出の基礎となる在職年数 _____ 年

一時扶助料金額の算出の基礎となる俸給月額 _____ 円 銭

一時扶助料金額 _____ 円

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

総務大臣 殿

(官 職) 印

第五十三号書式

第五十三号書式

(その一)

裁 年 月 日	
記 番 号	第 号
発 年 月 日	

一時扶助料金額計算書

公務員退職(死亡)当時の階級・官職名 _____

公務員の氏名 _____

公務員との続柄 _____ 氏名 _____ 明・大・昭 年 月 日生

退 職 年 月 日	昭和 年 月 日	退職の事由	
-----------	----------	-------	--

死 亡 年 月 日	昭和 年 月 日
-----------	----------

一時扶助料金額の算出の基礎となる在職年数 _____ 年

一時扶助料金額の算出の基礎となる俸給月額 _____ 円 銭

一時扶助料金額 _____ 円

調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。

年 月 日

総務省人事・恩給局長 殿

(官 職) 印

第五十四号書式

第五十四号書式

総務省 あて		年 月 日
裁判所		
氏名		
生年月日	年 月 日	
恩給証書記号番号	第 号	
罪名		
刑名		
刑期		
判決言渡し年月日	年 月 日	
判決確定年月日	年 月 日	
刑期起算年月日	年 月 日	
刑期満了年月日	年 月 日	
執行猶予期間	年	
執行猶予言渡し取消し年月日	年 月 日	

第五十四号書式

第五十四号書式

総務省人事・恩給局 あて		年 月 日
裁判所		
氏名		
生年月日	年 月 日	
恩給証書記号番号	第 号	
罪名		
刑名		
刑期		
判決言渡し年月日	年 月 日	
判決確定年月日	年 月 日	
刑期起算年月日	年 月 日	
刑期満了年月日	年 月 日	
執行猶予期間	年	
執行猶予言渡し取消し年月日	年 月 日	

第五十五号書式

第五十五号書式

恩給証書再交付申請書	
下記恩給証書の再交付を申請します。	
<p style="text-align: center;"><u>総務大臣 殿</u></p>	
(フリガナ) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 受給者氏名 _____ (※代筆の場合は、受給者の印を押してください。)	
恩給証書 記号 番号	第 _____ 号
恩給証書 の 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
申請理由	(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを「」欄に詳しく記入してください) 1 亡失 2 損傷 3 その他 [_____]
現住所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道府県 _____ _____ (電話番号 _____ - _____)

第五十五号書式

第五十五号書式

恩給証書再交付申請書	
下記恩給証書の再交付を申請します。	
<p style="text-align: center;"><u>総務省人事・恩給局長 殿</u></p>	
(フリガナ) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 受給者氏名 _____ (※代筆の場合は、受給者の印を押してください。)	
恩給証書 記号 番号	第 _____ 号
恩給証書 の 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
申請理由	(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを「」欄に詳しく記入してください) 1 亡失 2 損傷 3 その他 [_____]
現住所	郵便番号 □□□□ - □□□□ 都道府県 _____ _____ (電話番号 _____ - _____)

○ 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求
 手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 法律第七十七号第三条の規定により恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第十条の規定による扶助料（法律第七十七号附則第三項、法律第十三号附則第六条、法律第五十九号附則第六条、法律第二百一十一号附則第四条、法律第八十三号附則第十一条及び法律第九十一号附則第十六条の規定により扶助料の年額の改定される場合の扶助料を除く。）を請求しようとする場合においては、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）第六条から第八条まで、第十条及び第十条ノ十二の規定によるのほか、扶助料請求書に次の書類を添えて、これを総務大臣に差し出すものとする。</p> <p>第三条 法律第五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を給された者が、法律第七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に次の書類を添えて公務員の本属庁を經由して、これを総務大臣に差し出すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(別記) 第四号書式</p>	<p>第二条 法律第七十七号第三条の規定により恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第十条の規定による扶助料（法律第七十七号附則第三項、法律第十三号附則第六条、法律第五十九号附則第六条、法律第二百一十一号附則第四条、法律第八十三号附則第十一条及び法律第九十一号附則第十六条の規定により扶助料の年額の改定される場合の扶助料を除く。）を請求しようとする場合においては、恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）第六条から第八条まで、第十条及び第十条ノ十二の規定によるのほか、扶助料請求書に次の書類を添えて、これを総務省人事・恩給局長に差し出すものとする。</p> <p>第三条 法律第五十五号附則の規定により恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を給された者が、法律第七十七号附則第三項の規定により扶助料の年額の改定を請求しようとする場合においては、扶助料年額改定請求書（別記第四号書式）に次の書類を添えて公務員の本属庁を經由して、これを総務省人事・恩給局長に差し出すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(別記) 第四号書式</p>

扶助料年額改定請求書

下記扶助料の年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください)

扶助料証書
記号番号

第 号

郵便番号

—							

現住所

都道
府県

(電話番号 — —)

扶助料年額改定請求書

下記扶助料の年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください)

扶助料証書
記号番号

第 号

郵便番号

—							

現住所

都道
府県

(電話番号 — —)

○ 旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令（昭和三十二年大蔵省令第四十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める内閣官房令</p> <p>第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）附則第六項に規定する内閣官房令で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置等を定める省令</p> <p>第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）附則第六項に規定する総務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定により
 なおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年
 総務省令第四十一号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（払渡金融機関の名称等の届出） 第八条 請求者は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の 記号番号その他必要な事項（次項において「払渡金融 機関の名称等」という。）を記載した届書を総務省に 提出することを要する。 2 受給者は、払渡金融機関の名称等を変更しようとする ときは、その旨を記載した届書を総務省に提出する ことを要する。</p>	<p>（払渡金融機関の名称等の届出） 第八条 請求者は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の 記号番号その他必要な事項（次項において「払渡金融 機関の名称等」という。）を記載した届書を総務省人 事・恩給局に提出することを要する。 2 受給者は、払渡金融機関の名称等を変更しようとする ときは、その旨を記載した届書を総務省人事・恩給 局に提出することを要する。</p>

(別記)
第一号書式

第一号書式

普通退職年金請求書	
普通退職年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務大臣 殿	年 月 日
(フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
国会議員 退職年月日	年 月 日
退職当時の 所属議院	(次の該当する番号に○印をつけてください。)
	1 衆議院 2 参議院
現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	都道府県 _____
	(電話番号 — — —)

(別記)
第一号書式

第一号書式

普通退職年金請求書	
普通退職年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務省人事・恩給局長 殿	年 月 日
(フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
国会議員 退職年月日	年 月 日
退職当時の 所属議院	(次の該当する番号に○印をつけてください。)
	1 衆議院 2 参議院
現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	都道府県 _____
	(電話番号 — — —)

第二号書式

第二号書式

公務傷病年金請求書 公務傷病年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。) _____	
国会議員 退職年月日 年 月 日	(次の該当する番号に○印をつけてください。) 1 衆議院 2 参議院
退職当時の 所属議院	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道 府県 _____ _____ _____
現住所	(電話番号 — —) _____ _____

第二号書式

第二号書式

公務傷病年金請求書 公務傷病年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務省人事・恩給局長 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。) _____	
国会議員 退職年月日 年 月 日	(次の該当する番号に○印をつけてください。) 1 衆議院 2 参議院
退職当時の 所属議院	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道 府県 _____ _____ _____
現住所	(電話番号 — —) _____ _____

第三号書式

第三号書式

普通退職年金停止解除請求書

国会議員互助年金法第15条第2項の規定により普通退職年金の支給の停止を解除されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名 _____

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道府県 _____
(電話番号 — — —)	

第三号書式

第三号書式

普通退職年金停止解除請求書

国会議員互助年金法第15条第2項の規定により普通退職年金の支給の停止を解除されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名 _____

(※代筆の場合は、請求者の印を
押してください。)

郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道府県 _____
(電話番号 — — —)	

第四号書式

第四号書式

再審査請求書

下記公務傷病年金を給されていたところ、まだ傷病が回復してないから、再審査されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

互助年金証書記号番号	第 号
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 ー ー)

第四号書式

第四号書式

再審査請求書

下記公務傷病年金を給されていたところ、まだ傷病が回復してないから、再審査されたく、証拠書類を添えて請求します。

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
請求者氏名

(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)

互助年金証書記号番号	第 号
郵便番号	<input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
現住所	都道 府県 _____ _____ (電話番号 ー ー)

第五号書式

第五号書式

<p>退職一時金請求書</p> <p>退職一時金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)</p>	
国会議員 退職年月日	年 月 日
退職当時の 所属議院	(次の該当する番号に○印をつけてください。) 1 衆議院 2 参議院
現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	都道府県 _____
(電話番号 — — —)	

第五号書式

第五号書式

<p>退職一時金請求書</p> <p>退職一時金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。</p> <p>総務省人事・恩給局長 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)</p>	
国会議員 退職年月日	年 月 日
退職当時の 所属議院	(次の該当する番号に○印をつけてください。) 1 衆議院 2 参議院
現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	都道府県 _____
(電話番号 — — —)	

第六号書式
第六号書式

遺族扶助年金請求書		
遺族扶助年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。		
総務大臣 殿		
年 月 日		
(フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)		
国会議員の名 氏	死亡年月日	国会議員 との続柄
	年 月 日	
郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
都道 府県		
現住所 _____		
(電話番号 — — —)		

第六号書式
第六号書式

遺族扶助年金請求書		
遺族扶助年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。		
総務省人事・恩給局長 殿		
年 月 日		
(フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)		
国会議員の名 氏	死亡年月日	国会議員 との続柄
	年 月 日	
郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
都道 府県		
現住所 _____		
(電話番号 — — —)		

第七号書式

第七号書式

遺族扶助年金請求書 遺族扶助年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務大臣 殿 _____ 年 月 日	(フリガナ) 請求者氏名 _____ (*代筆の場合は、請求者の印を押してください。) _____
請求者の国会議員との続柄	
前遺族扶助年金権者氏名	
失権年月日	年 月 日
郵便番号	□□□□ - □□□□ 都道 府県 _____
現住所	_____ (電話番号 _____)

第七号書式

第七号書式

遺族扶助年金請求書 遺族扶助年金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。	
総務省人事・恩給局長 殿 _____ 年 月 日	(フリガナ) 請求者氏名 _____ (*代筆の場合は、請求者の印を押してください。) _____
請求者の国会議員との続柄	
前遺族扶助年金権者氏名	
失権年月日	年 月 日
郵便番号	□□□□ - □□□□ 都道 府県 _____
現住所	_____ (電話番号 _____)

第八号書式

第八号書式

遺族一時金請求書			
遺族一時金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。			
総務大臣 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名 _____			
(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)			
国会議員の名氏		国会議員との続柄	
死亡年月日	年 月 日		
郵便番号		都道府県	
〒		_____	
現住所		_____	
(電話番号 _____)			

第八号書式

第八号書式

遺族一時金請求書			
遺族一時金を裁定されたく、証拠書類を添えて請求します。			
総務省人事・恩給局長 殿			
年 月 日			
(フリガナ) 請求者氏名 _____			
(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)			
国会議員の名氏		国会議員との続柄	
死亡年月日	年 月 日		
郵便番号		都道府県	
〒		_____	
現住所		_____	
(電話番号 _____)			

第九号書式

第九号書式

互助年金証書換請求書 互助年金証書を書き換えられたく、証拠書類を添えて請求 します。 総務大臣 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
失権した者の 氏名	
失権年月日	年 月 日
現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	都道府県 _____
(電話番号 _____)	

第九号書式

第九号書式

互助年金証書換請求書 互助年金証書を書き換えられたく、証拠書類を添えて請求 します。 総務省人事・恩給局長 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
失権した者の 氏名	
失権年月日	年 月 日
現住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	都道府県 _____
(電話番号 _____)	

第十号書式

第十号書式

遺族扶助年金停止申請書

下記遺族扶助年金権者は所在が不明であるから、遺族扶助年金を停止されたく、証拠書類を添えて申請します。

総務大臣 殿

年 月 日

(フリガナ)
申請者氏名 _____

(※代筆の場合は、申請者の印を押してください。)

申請者の国会議員との続柄	
遺族扶助年金権者氏名	
所在不明となつた日	年 月 日

第十号書式

第十号書式

遺族扶助年金停止申請書

下記遺族扶助年金権者は所在が不明であるから、遺族扶助年金を停止されたく、証拠書類を添えて申請します。

総務省人事・恩給局長 殿

年 月 日

(フリガナ)
申請者氏名 _____

(※代筆の場合は、申請者の印を押してください。)

申請者の国会議員との続柄	
遺族扶助年金権者氏名	
所在不明となつた日	年 月 日

第十一号書式

第十一号書式

遺族扶助年金転給請求書 下記遺族扶助年金権者の遺族扶助年金の停止期間中遺族扶助年金を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣 殿	
年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
遺族扶助年金権者氏名	
停止事由	(次の該当する番号に○印をつけてください。) (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。
請求者の国会議員との続柄	
郵便番号	□ □ □ □ - □ □ □ □ 都道 府県 _____
現住所	_____ (電話番号 _____)

第十一号書式

第十一号書式

遺族扶助年金転給請求書 下記遺族扶助年金権者の遺族扶助年金の停止期間中遺族扶助年金を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務省人事・恩給局長 殿	
年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____ (※代筆の場合は、請求者の印を 押してください。)	
遺族扶助年金権者氏名	
停止事由	(次の該当する番号に○印をつけてください。) (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2) 1年以上所在不明であること。 (3) 60歳未満の夫であること。
請求者の国会議員との続柄	
郵便番号	□ □ □ □ - □ □ □ □ 都道 府県 _____
現住所	_____ (電話番号 _____)

第十八号書式

第十八号書式

養年 月 日	定日	
証記 号 番 号	第 号	
養年 月	送日	
前記 号 番 号	第 号	
前期 在 職 間		
前 所 属 院	1 衆議院 2 参議院	

普通退職年金額計算書

退職当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院

氏名 _____ 年 月 日生

退職年月日	年 月 日	給与初月	年 月 日	ただし、国会議員五助年金法第15条第1項の規定により、年 月 まで全額停止
退職の事由		付記		
在職期間	年 月			
普通退職年金年度の算出の基礎額となる感算年額	円			
普通退職年金年額算出率	— 150 —			
普通退職年金額	円			

調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。

年 月 日

総務大臣 殿

〔衆議院事務総長〕 印

第十八号書式

第十八号書式

養年 月 日	定日	
証記 号 番 号	第 号	
養年 月	送日	
前記 号 番 号	第 号	
前期 在 職 間		
前 所 属 院	1 衆議院 2 参議院	

普通退職年金額計算書

退職当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院

氏名 _____ 年 月 日生

退職年月日	年 月 日	給与初月	年 月 日	ただし、国会議員五助年金法第15条第1項の規定により、年 月 まで全額停止
退職の事由		付記		
在職期間	年 月			
普通退職年金年度の算出の基礎額となる感算年額	円			
普通退職年金年額算出率	— 150 —			
普通退職年金額	円			

調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。

年 月 日

総務省人事・恩給局長 殿

〔衆議院事務総長〕 印

第十九号書式

第十九号書式

裁 定 日	
年 月 日	
記 号 第	号
番 号	
発 送 日	
年 月 日	

退職一時金金額計算書

退職当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院

氏名 _____ 年 月 日生

退 職 年 月 日 年 月 日

退 職 の 事 由

在 職 期 間 年 月 月

退職時までの納付金総額 円

納付金総額の80/100の 円

すでに支給を受けた退職 円

一時金金額 円

退 職 一 時 金 金 額 円

調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。

総務大臣 殿 年 月 日

〔衆議院事務総長〕 印

第十九号書式

第十九号書式

裁 定 日	
年 月 日	
記 号 第	号
番 号	
発 送 日	
年 月 日	

退職一時金金額計算書

退職当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院

氏名 _____ 年 月 日生

退 職 年 月 日 年 月 日

退 職 の 事 由

在 職 期 間 年 月 月

退職時までの納付金総額 円

納付金総額の80/100の 円

すでに支給を受けた退職 円

一時金金額 円

退 職 一 時 金 金 額 円

調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。

総務省人事・恩給局長 殿 年 月 日

〔衆議院事務総長〕 印

第二十号書式

第二十号書式

歳年	月	日	定	年	月	日	定
証記	号	番	号	第	号	号	号
発	年	月	送	日			
前権利者の互助年金に関する事項							
前記	証号	番号	第	号			
遺族扶助年金額計算書 国会議員退職(死亡)当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院 国会議員との続柄 _____ 氏名 _____ 年 月 日生 国会議員の氏名 _____							
退職年月日	年	月	日	遺族扶助年金年額	円	給与初月	年 月
死亡年月日	年	月	日				
退職の事由	又 は 死 因						
在 職 期 間	年	月	月	付記			
普通退職年金額の算出の基礎となる歳費年額	円						
普通退職年金年額算出率	150 _____						
普通退職年金年額	円						
調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。 年 月 日 総務大臣 殿 [衆議院事務総長] 印							

第二十号書式

第二十号書式

歳年	月	日	定	年	月	日	定
証記	号	番	号	第	号	号	号
発	年	月	送	日			
前権利者の互助年金に関する事項							
前記	証号	番号	第	号			
遺族扶助年金額計算書 国会議員退職(死亡)当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院 国会議員との続柄 _____ 氏名 _____ 年 月 日生 国会議員の氏名 _____							
退職年月日	年	月	日	遺族扶助年金年額	円	給与初月	年 月
死亡年月日	年	月	日				
退職の事由	又 は 死 因						
在 職 期 間	年	月	月	付記			
普通退職年金額の算出の基礎となる歳費年額	円						
普通退職年金年額算出率	150 _____						
普通退職年金年額	円						
調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。 年 月 日 総務省人事・恩給局長 殿 [衆議院事務総長] 印							

第二十一号書式

第二十一号書式

裁定年月日	
記番号	第 号
発年月日	

遺族一時金金額計算書

国会議員退職(死亡) 当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院
 国会議員の氏名 _____
 国会議員との続柄 _____ 氏名 _____ 年 月 日生

死亡年月日	年 月 日
在職期間	年 月
死亡時までの納付金総額	円
納付金総額の80/100の額	円
すでに支給を受けた退職一時金金額	円
遺族一時金金額	円

調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。
 年 月 日
 総務大臣 殿

[衆議院事務総長] 印
 [参議院事務総長]

第二十一号書式

第二十一号書式

裁定年月日	
記番号	第 号
発年月日	

遺族一時金金額計算書

国会議員退職(死亡) 当時の所属議院 1 衆議院 2 参議院
 国会議員の氏名 _____
 国会議員との続柄 _____ 氏名 _____ 年 月 日生

死亡年月日	年 月 日
在職期間	年 月
死亡時までの納付金総額	円
納付金総額の80/100の額	円
すでに支給を受けた退職一時金金額	円
遺族一時金金額	円

調査したところ上記に相違ないから、裁定されたい。
 年 月 日
 総務省人事・恩給局長 殿

[衆議院事務総長] 印
 [参議院事務総長]

(別記)
第二十二号書式

<p>互助年金証書再交付申請書 下記互助年金証書の再交付を申請します。 <u>総務大臣</u> 殿 年 月 日 (フリガナ) 受給者氏名 (年 月 日生) (※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)</p>	
互助年金証書記号番号	第 号
互助年金証書の日付	年 月 日
申請理由	<p>(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを〔 〕欄に詳しく記入してください。)</p> <p>1 亡失 2 損傷 3 その他</p>

(別記)
第二十二号書式

<p>互助年金証書再交付申請書 下記互助年金証書の再交付を申請します。 <u>総務省人事・恩給局長</u> 殿 年 月 日 (フリガナ) 受給者氏名 (年 月 日生) (※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)</p>	
互助年金証書記号番号	第 号
互助年金証書の日付	年 月 日
申請理由	<p>(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを〔 〕欄に詳しく記入してください。)</p> <p>1 亡失 2 損傷 3 その他</p>

現住所	郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	都道府県	_____							

		(電話番号 — — — —)							

現住所	郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	都道府県	_____							

		(電話番号 — — — —)							

改正案	現行
<p>（法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要がある）と認められる官署等）</p> <p>第一条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。）第一条第二号の内閣総理大臣が定める官署は、別表に掲げる官署とする。</p> <p>2 法第一条第二号の内閣総理大臣が定める区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表に掲げる官署からおおむね一キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。</p> <p>（扶養親族のある職員に含まない職員）</p> <p>第三条 法第二条第一項の表備考の「一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（内閣総理大臣が定めるものに限る。）」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が二以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第七条第一項第三号において「最短距離」という。）が六十キロメートル以上であるものとする。</p> <p>2 法第二条第一項の表備考の「これに準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて扶養親族と同居していないもの</p>	<p>（法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要がある）と認められる官署等）</p> <p>第一条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。）第一条第二号の総務大臣が定める官署は、別表に掲げる官署とする。</p> <p>2 法第一条第二号の総務大臣が定める区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表に掲げる官署からおおむね一キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。</p> <p>（扶養親族のある職員に含まない職員）</p> <p>第三条 法第二条第一項の表備考の「一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（総務大臣が定めるものに限る。）」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が二以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第七条第一項第三号において「最短距離」という。）が六十キロメートル以上であるものとする。</p> <p>2 法第二条第一項の表備考の「これに準ずるものとして総務大臣が定めるもの」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて扶養親族と同居していないもの</p>

ものうち、最短距離が六十キロメートル以上であるものとする。

(支給額が零となる職員)

第四条 法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一、十二 (略)

(日割計算の額等)

第五条 法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

2 法第二条第四項第三号の内閣総理大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一、二 (略)

のうち、最短距離が六十キロメートル以上であるものとする。

(支給額が零となる職員)

第四条 法第二条第三項第三号の総務大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一、十二 (略)

(日割計算の額等)

第五条 法第二条第四項の総務大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

2 法第二条第四項第三号の総務大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一、二 (略)

○ 恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例疾病恩給の請求手続に関する省令
 (昭和四十六年総理府令第三十三号) (第七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(請求手続) 第二条 特例傷病恩給を請求しようとする者は、特例傷病恩給請求書(別記第一号書式)に次に掲げる書類を添え、退職当時の本属庁を經由して総務大臣に提出しなければならない。 一〇七 (略)</p>	<p>(請求手続) 第二条 特例傷病恩給を請求しようとする者は、特例傷病恩給請求書(別記第一号書式)に次に掲げる書類を添え、退職当時の本属庁を經由して総務省人事・恩給局長に提出しなければならない。 一〇七 (略)</p>

(別記)
第一号書式

第一号書式

<p>特例傷病恩給請求書</p> <p>特例傷病恩給を{給与}されたく、証拠書類を添えて請求します。 <u>総務大臣</u> 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>(フリガナ) 請求者氏名 _____</p> <p>(※代筆の場合は、請求者の印を押してください)</p>	
退職年月日	年 月 日
退職当時の階級	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現住所	都道府県 _____

	(電話番号 _____)

(別記)
第一号書式

第一号書式

<p>特例傷病恩給請求書</p> <p>特例傷病恩給を{給与}されたく、証拠書類を添えて請求します。 <u>総務省人事・恩給局長</u> 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>(フリガナ) 請求者氏名 _____</p> <p>(※代筆の場合は、請求者の印を押してください)</p>	
退職年月日	年 月 日
退職当時の階級	
郵便番号	□□□□ - □□□□
現住所	都道府県 _____

	(電話番号 _____)

○ 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年総理府令第四十号）
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>沖繩の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する内閣官房令</p> <p>第一条 沖繩の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令（以下「令」という。）第二条第二項に規定する内閣総理大臣が定める期間は、昭和二十五年一月一日前に元氣象官署職員を退職した者で他に就職することなく琉球諸島民政府職員となつたものにあつては、昭和二十一年三月三十一日から昭和二十五年一月一日までの間とする。</p>	<p>沖繩の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する省令</p> <p>第一条 沖繩の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する総務大臣が定める期間は、昭和二十五年一月一日前に元氣象官署職員を退職した者で他に就職することなく琉球諸島民政府職員となつたものにあつては、昭和二十一年三月三十一日から昭和二十五年一月一日までの間とする。</p>

○ 失業者の退職手当支給規則（昭和五十年総理府令第十四号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十条第一項に規定する内閣官房令で定める者） 第六条の二 法第十条第一項に規定する内閣官房令で定める者は、次のとおりとする。 一 六（略）</p> <p>（法第十条第一項に規定する内閣官房令で定める理由） 第七条 法第十条第一項に規定する内閣官房令で定める理由は、次のとおりとする。 一・二（略）</p>	<p>（法第十条第一項に規定する総務省令で定める者） 第六条の二 法第十条第一項に規定する総務省令で定める者は、次のとおりとする。 一 六（略）</p> <p>（法第十条第一項に規定する総務省令で定める理由） 第七条 法第十条第一項に規定する総務省令で定める理由は、次のとおりとする。 一・二（略）</p>

○ 恩給年額を職権により改定する場合の手續等に関する省令（昭和五十四年総理府令第四十二号）（第十条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的） 第一条 恩給法（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。以下「恩給に関する法令」という。）の規定に基づき恩給の年額を職権により改定すべき恩給で総務大臣の裁定に係るもの（以下「職権により改定すべき恩給」という。）の改定手續等については、この省令の定めるところによる。</p>	<p>（目的） 第一条 恩給法（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。以下「恩給に関する法令」という。）の規定に基づき恩給の年額を職権により改定すべき恩給で総務省人事・恩給局長の裁定に係るもの（以下「職権により改定すべき恩給」という。）の改定手續等については、この省令の定めるところによる。</p>

○ 総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 （削る） 統計局長 自治大学校長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官</p>	<p>不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 人事・恩給局長 統計局長 自治大学校長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官</p>

○ 特別職の職員に給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令（平成十七年総務省令第五十三号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特別職の職員に給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する内閣官房令</p> <p>（所得の額の算定）</p> <p>第一条 特別職の職員に給与に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条に規定する内閣官房令で定めるところにより算定した一年当たりの特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する所得の額は、法第一条第十二号から第四十一号までに掲げる特別職の職員が他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる、その年分の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節の規定に準じて計算した場合の同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除き、給与所得の金額（同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額をいう。）については、当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する額とする。）に相当する額を合算した額とする。</p> <p>第二条 施行令第一条ただし書に規定する内閣官房令で定めるところにより算定した一月当たりの法第四条第一</p>	<p>特別職の職員に給与に関する法律施行令第一条の所得の額の算定に関する省令</p> <p>（所得の額の算定）</p> <p>第一条 特別職の職員に給与に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第一条に規定する総務省令で定めるところにより算定した一年当たりの特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「法」という。）第四条第一項に規定する所得の額は、法第一条第十二号から第四十一号までに掲げる特別職の職員が他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる、その年分の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第二節の規定に準じて計算した場合の同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除き、給与所得の金額（同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額をいう。）については、当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する額とする。）に相当する額を合算した額とする。</p> <p>第二条 施行令第一条ただし書に規定する総務省令で定めるところにより算定した一月当たりの法第四条第一</p>

一項に規定する所得の額は、施行令第一条ただし書の規定に該当する期間の所得の額を前条の規定に準じて計算し、その額をその期間の月数で除した額とする。
(所得の額の算定の特例)
第三条 内閣総理大臣、各省大臣又は人事院総裁は、特別の事情により、前二条の規定による所得の額の算定が著しく不適當であると認める場合には、内閣総理大臣と協議して、別段の取扱いをすることができる。

項に規定する所得の額は、施行令第一条ただし書の規定に該当する期間の所得の額を前条の規定に準じて計算し、その額をその期間の月数で除した額とする。
(所得の額の算定の特例)
第三条 内閣総理大臣、各省大臣又は人事院総裁は、特別の事情により、前二条の規定による所得の額の算定が著しく不適當であると認める場合には、総務大臣と協議して、別段の取扱いをすることができる。

○ 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令（平成二十一年総務省令第二十七号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令</p>	<p>国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める省令</p>

○ 国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨） 第一条 国家公務員退職手当法（以下「法」という。）第十四条第三項又は第十五条第四項（法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関（法第十条第二号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）が行う意見の聴取の手續については、この内閣官房令の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨） 第一条 国家公務員退職手当法（以下「法」という。）第十四条第三項又は第十五条第四項（法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により退職手当管理機関（法第十条第二号に規定する退職手当管理機関をいう。以下同じ。）が行う意見の聴取の手續については、この省令の定めるところによる。</p>

○ 国家公務員退職手当施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令（平成二十五年総務省令第五十七号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する内閣官房令
現行	国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による退職の理由の記録に関する省令

○ 国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令
 (平成二十五年総務省令第五十八号) (第十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令</p> <p>(内閣総理大臣に対する送付及び報告)</p> <p>第四条 法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関(当該機関が所管する特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。)ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項(法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。)(同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。))について、別記様式第六により行うものとする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>(募集実施要項の記載事項)</p> <p>第五条 国家公務員退職手当法施行令(以下「施行令」という。))第九条の五第一項第七号の内閣官房令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p>	<p>国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める省令</p> <p>(総務大臣に対する送付及び報告)</p> <p>第四条 法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関(当該機関が所管する特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。)ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項(法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。)(同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。))について、別記様式第六により行うものとする。</p> <p>一 二十四 (略)</p> <p>(募集実施要項の記載事項)</p> <p>第五条 国家公務員退職手当法施行令(以下「施行令」という。))第九条の五第一項第七号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p>

別記様式第六（第4条関係）

募集及び認定実施報告書

年 月 日

内閣総理大臣

.....殿

(各省各庁の長等)

.....印

国家公務員退職手当法第8条の2第9項の規定により、.....年度に所管組織内（所管する特定独立行政法人を含む。）において実施された早期退職希望者の募集及び認定について、認定を受けた応募者の数を報告するとともに、その認定に係る全ての募集実施要項（同条第5項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。以下同じ。）を送付します。

別記様式第六（第4条関係）

募集及び認定実施報告書

年 月 日

総務大臣

.....殿

(各省各庁の長等)

.....印

国家公務員退職手当法第8条の2第9項の規定により、.....年度に所管組織内（所管する特定独立行政法人を含む。）において実施された早期退職希望者の募集及び認定について、認定を受けた応募者の数を報告するとともに、その認定に係る全ての募集実施要項（同条第5項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。以下同じ。）を送付します。

○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第五十九号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(施行日前に退職した者が改正前の第六条の二第一号等に掲げる者に該当する場合の経過措置)</p> <p>2 施行日前に退職した者がこの省令による改正前の第六条の二第一号、第二号又は第六号に掲げる者に該当する場合には、この省令による改正後の第六条の二に規定する法第十条第一項に規定する内閣官房令で定める者とみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(施行日前に退職した者が改正前の第六条の二第一号等に掲げる者に該当する場合の経過措置)</p> <p>2 施行日前に退職した者がこの省令による改正前の第六条の二第一号、第二号又は第六号に掲げる者に該当する場合には、この省令による改正後の第六条の二に規定する法第十条第一項に規定する総務省令で定める者とみなす。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 大臣官房（第一条―第六条）</p> <p>第二款 削除</p> <p>第三款から第十一款（略）</p> <p>第十二款 政策統括官（第七十五条・第七十五条の二）</p> <p>第二節・第三節（略）</p> <p>第二章から第四章（略）</p> <p>第二款 削除</p> <p>第七条から第十四条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款 大臣官房（第一条―第六条）</p> <p>第二款 人事・恩給局（第七条―第十四条）</p> <p>第三款から第十一款（同上）</p> <p>第十二款 政策統括官（第七十五条）</p> <p>第二節・第三節（同上）</p> <p>第二章から第四章（同上）</p> <p>第二款 人事・恩給局</p> <p>（企画官、調査官及び恩給審理官）</p> <p>第七条 総務課に、企画官二人及び調査官三人並びに恩給審理官一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>3 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査に関する事務を行う。</p> <p>4 恩給審理官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。</p> <p>一 退職手当・恩給審査会恩給分科会の庶務に関すること。</p>

二 恩給に関する審査請求（人事・恩給局長が裁決すべきものを除く。）の裁決に関すること。
三 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十七項の規定による再審査請求の裁決に関すること。

（人事企画官）

第八条 人事政策課に、人事企画官一人を置く。
2 人事企画官は、命を受けて、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）に関する総合的な政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（企画官）

第九条 公務員高齢対策課に、企画官一人を置く。
2 企画官は、命を受けて、公務員高齢対策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（経理室並びに調査官及び恩給相談官）

第十条 恩給企画課に、経理室並びに調査官一人及び恩給相談官二人を置く。

2 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 人事・恩給局の所掌事務に係る恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

二 恩給の支給に要する資金の交付に関すること。

三 人事・恩給局の所掌事務に係る恩給に関する事務に係る会計に関すること。

3 経理室に、室長を置く。

- 4 調査官は、命を受けて、恩給企画課の所掌事務に関する重要事項についての調査に関する事務を行う。
- 5 恩給相談官は、命を受けて、恩給に関する相談に関する事務を行う。

(調査官)

- 2 調査官は、命を受けて、恩給審査課の所掌事務に関する重要事項についての調査に関する事務を行う。

(受給・債権調査室及び支給管理室並びに調査官及び情報処理調整官)

- 第十二条 恩給業務課に、受給・債権調査室及び支給管理室並びに調査官及び情報処理調整官それぞれ一人を置く。
- 2 受給・債権調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 恩給の受給権調査に関すること。
 - 二 高額所得のある場合における普通恩給の停止に関すること。
 - 三 恩給の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。
 - 四 恩給の過払金の処理に関すること。
- 3 受給・債権調査室に、室長を置く。
- 4 支給管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 恩給の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。
 - 二 恩給を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。
 - 三 恩給の未支給金の処理に関すること。

四 恩給を担保とする貸付けに関すること。

5 支給管理室に、室長を置く。

6 調査官は、命を受けて、恩給業務課の所掌事務に関する重要事項についての調査に関する事務を行う。

7 情報処理調整官は、命を受けて、恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(企画官及び調査官)

第十三条 人事・恩給局に、企画官及び調査官それぞれ三人を置く。

2 企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3 調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての調査に関するものを助ける。

(人事・恩給局顧問医)

第十四条 人事・恩給局に、人事・恩給局顧問医を置くことができる。

2 人事・恩給局顧問医は、恩給を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画する。

3 人事・恩給局顧問医は、非常勤とする。

(企画官)

第十五条 企画調整課に、企画官三人を置く。
(同上)

(情報システム管理室、政府共通システム基盤センタ

(企画官)

第十五条 企画調整課に、企画官二人を置く。
(略)

(情報システム管理室)

第十六条 行政情報システム企画課に、情報システム管理室を置く。

2 情報システム管理室は、行政機関が共用する情報システム（他の行政情報システムの基盤となるものを除く。）の整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3 (略)
(削る)

(削る)

(削る)

(削る)
(削る)

(削る)

1 及び個人情報保護室並びに情報システム企画官及び国際企画官)

第十六条 行政情報システム企画課に、情報システム管理室、政府共通システム基盤センター及び個人情報保護室並びに情報システム企画官二人並びに国際企画官一人を置く。

2 情報システム管理室は、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関する事務（政府共通システム基盤センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる

3 (同上)
(削る)

4 政府共通システム基盤センターは、行政情報システム企画課の所掌事務のうち政府共通システム基盤（行政機関が情報システムの整備及び管理において共用する基盤機能並びに施設及び設備をいう。）に関する事務をつかさどる。

5 政府共通システム基盤センターに、センター長を置く。

6 個人情報保護室は、行政情報システム企画課の所掌事務のうち個人情報保護に関する事務をつかさどる。

7 個人情報保護室に、室長を置く。

8 情報システム企画官は、命を受けて、行政情報システム企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

9 国際企画官は、命を受けて、行政情報システムに関する国際関係事務の企画及び立案に関する事務を行う。

(企画官及び調査官)

第十七条 行政管理局に、企画官五人及び調査官二人を置く。

2 企画官は、命を受けて、管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3 (略)

(地方業務室及び企画官)

第十八条 総務課に、地方業務室及び企画官三人を置く。

2 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

ハ イの規定による評価並びにロの規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

(1) 独立行政法人(国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センターを含む。以下この号において同じ。)の業務(イの規定による評価に関連する場合に限る。)

(2) (4) (略)

ニ (略)

二 前号に掲げるもののほか、行政評価局の所掌事務で他の所掌に属しないもののうち管区行政評価局等に関すること。

(企画官及び調査官)

第十七条 行政管理局に、企画官二人及び調査官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3 (同上)

(地方業務室、業務情報化推進室、政策評価審議室及び機動調査推進室並びに企画官及び評価監視企画官)

第十八条 総務課に、地方業務室、業務情報化推進室、政策評価審議室及び機動調査推進室並びに企画官及び

2 (同上)

一 (同上)

イ・ロ (同上)

ハ イの規定による評価並びにロの規定による評価及び監視(以下これらの評価及び監視を「行政評価等」という。)に関連して、次に掲げる業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。

(1) 独立行政法人(国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。以下この号において同じ。)の業務(イの規定による評価に関連する場合に限る。)

(2) (4) (同上)

ニ (同上)

二 行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務(各行政機関の業務、前号ハに規定する業務及び前号ニに規定する地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあつ

(削る)

3
(削る) (略)

(削る)
(削る)

(削る)
(削る)

4
(削る) (略)
(削る)

三 行政評価局の所掌事務に関する職員の訓練に関すること。
せんに関する事務並びに行政相談委員に関する事務に係るものを除く。)のうち管区行政評価局等に関すること(業務情報化推進室の所掌に属するものを除く。)

4 | 3
(同上)
業務情報化推進室は、行政評価局の所掌事務に関する情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

6 | 5
業務情報化推進室に、室長を置く。
一 政策評価審議室は、次に掲げる事務をつかさどる。
行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第十三条第一項に規定する計画に関すること。

二 第二項第一号イに規定する評価(以下「総務省が行う政策評価」という。)に関する重要事項についての企画及び立案に関すること。

三 総務省が行う政策評価の質的向上に関すること。
四 政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務(政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会に係るものを除く。)に関すること。

8 | 7
政策評価審議室に、室長を置く。
機動調査推進室は、評価監視官の職務の遂行状況に照らし、行政評価等を機動的に行うために必要となる事項に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

11 | 10 | 9
機動調査推進室に、室長を置く。
(同上)
評価監視企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務

(人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官)

第十八条の二 企画課に、人材育成室及び評価活動支援室並びに企画官一人を置く。

2 人材育成室は、行政評価局の所掌事務に関する職員の訓練に関する事務をつかさどる。

3 人材育成室に、室長を置く。

4 3 評価活動支援室は、行政評価局の所掌事務に関する総合的な情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5 評価活動支援室に、室長を置く。

6 企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(客観性担保評価推進室及び企画官)

第十八条の三 政策評価課に、客観性担保評価推進室及び企画官一人を置く。

2 客観性担保評価推進室は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価の実施に関する基本的事項の企画及び立案並びにその実施の調整に関する事務をつかさどる。

3 客観性担保評価推進室に、室長を置く。

4 企画官は、命を受けて、政策評価課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(調査官)

に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。

(新設)

(新設)

(調査官)

第二十条 行政評価局に、調査官七人を置く。
(削る)

2 調査官は、命を受けて、評価監視官のつかさどる職務のうち重要事項についての調査に関するものを助ける。

(企画官等)

第七十五条 本省に、企画官二人、調査官七人、国際研修協力官一人、国際統計企画官一人、恩給経理官一人、恩給審理官一人、恩給相談官二人、受給・債権調査官一人、恩給支給官一人及び情報処理調整官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

3 調査官のうち一人は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

4 調査官のうち一人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

5 調査官のうち二人は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

6 調査官のうち二人は、命を受けて、恩給審査官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。

第二十条 行政評価局に、調査官十一人を置く。

2 調査官のうち一人は、命を受けて、政策評価官のつかさどる職務のうち重要事項についての調査に関するものを助ける。

3 調査官のうち十人は、命を受けて、評価監視官のつかさどる職務のうち重要事項についての調査に関するものを助ける。

(企画官、調査官、国際研修協力官及び国際統計企画官)

第七十五条 本省に、企画官一人、調査官二人並びに国際研修協力官及び国際統計企画官それぞれ一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに調整を助ける。

3 調査官のうち一人は、命を受けて、統計企画管理官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

4 調査官のうち一人は、命を受けて、統計審査官の職務のうち重要事項についての調査、企画及び立案を助ける。

5 国際研修協力官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうちアジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する協力に係るものを助ける。

6 国際統計企画官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうち国際統計に関する重要事項についての企画及び立案を助ける。

- 7 調査官のうち一人は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち重要事項についての調査を助ける。
- 8 国際研修協力官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうちアジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する協力を係るものを助ける。
- 9 国際統計企画官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうち国際統計に関する重要事項についての企画及び立案を助ける。
- 10 恩給経理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。
- 二 恩給の支給に要する資金の交付に関すること。
- 三 恩給に関する事務に係る会計に関すること。
- 11 恩給審理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 恩給に関する異議申立て、審査請求及び訴訟に関すること。
- 二 恩給審査会の庶務に関すること。
- 12 恩給相談官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給に関する相談に関する事務を助ける。
- 13 受給・債権調査官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 恩給の受給権調査に関すること。
- 二 高額所得のある場合における普通恩給の停止に関すること。
- 三 恩給の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。
- 四 恩給の過払金の処理に関すること。
- 14 恩給支給官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務

のうち次に掲げる事務を助ける。

一 恩給の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。

二 恩給を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。

三 恩給の未支給金の処理に関すること。

15 情報処理調整官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

(恩給顧問医)

第七十五条の二 本省に、恩給顧問医を置くことができる。

2 恩給顧問医は、恩給を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画する。

3 恩給顧問医は、非常勤とする。

(第一部の所掌事務)

第二百三十三条 (略)

2 前項に掲げるもののほか、第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

三 (略)

(管理官の職務)

(新設)

(第一部の所掌事務)

第二百三十三条 (同上)

2 (同上)

一 (同上)

(新設)

二 (同上)

(管理官の職務)

第二百四十七条 管理官は、次に掲げる事務をつかさど

る。
一 内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局に

属させられた事務

二 (略)

三 (略)

(管理官の職務)

第二百五十八条 管理官は、第二百四十七条第一号及び
第二号に掲げる事務並びに同条第三号イからニまでに
掲げる事務のうち四国行政評価支局長の指定する事務
をつかさどる。

(総務課の所掌事務)

第二百六十一条 (略)

一 十六 (略)

2 前項に掲げるもののほか、管理官の置かれない行政
評価事務所に置かれる総務課は、第二百四十七条第二
号に掲げる事務のうち総務大臣の定める事務をつかさ
どる。

(総務室の所掌事務)

第二百六十一条の二 総務室は、前条第一項各号に掲げ
る事務のほか、第二百四十七条第二号に掲げる事務の
うち総務大臣の定める事務をつかさどる。

(評価監視官の職務)

第二百六十三条 (略)

一 四 (略)

2 前項に掲げるもののほか、管理官の置かれない行政

第二百四十七条 (同上)

(新設)

一 (同上)

二 (同上)

(管理官の職務)

第二百五十八条 管理官は、第二百四十七条第一号に掲
げる事務及び同条第二号イからニまでに掲げる事務の
うち四国行政評価支局長の指定する事務をつかさどる
。

(総務課の所掌事務)

第二百六十一条 (同上)

一 十六 (同上)

2 前項に掲げるもののほか、管理官の置かれない行政
評価事務所に置かれる総務課は、第二百四十七条第一
号に掲げる事務のうち総務大臣の定める事務をつかさ
どる。

(総務室の所掌事務)

第二百六十一条の二 総務室は、前条第一項各号に掲げ
る事務のほか、第二百四十七条第一号に掲げる事務の
うち総務大臣の定める事務をつかさどる。

(評価監視官の職務)

第二百六十三条 (同上)

一 四 (同上)

2 前項に掲げるもののほか、管理官の置かれない行政

評価事務所に置かれる評価監視官は、命を受けて、第二百四十七条第一号に掲げる事務及び同条第二号に掲げる事務（総務課（別表第二に掲げる行政評価事務所）にあつては総務室。）の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（管理官の職務）

第二百六十四条 管理官は、第二百四十七条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

（評価監視官の職務）

第二百七十条 評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 四（略）

五 内閣法第二十七条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務

六（略）

附 則

第三条から第九条まで 削除

評価事務所に置かれる評価監視官は、命を受けて、第二百四十七条第一号に掲げる事務（総務課（別表第二に掲げる行政評価事務所）にあつては総務室。）の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

（管理官の職務）

第二百六十四条 管理官は、第二百四十七条第一号に掲げる事務をつかさどる。

（評価監視官の職務）

第二百七十条（同上）

一 四（同上）

（新設）

五（同上）

附 則

（人事・恩給局総務課恩給審理官の所掌事務の特例）

第三条 人事・恩給局総務課恩給審理官は、第七条第四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）に関する審査請求の裁決に関する事務を行う。

（人事・恩給局恩給企画課経理室の所掌事務の特例）

第四条 人事・恩給局恩給企画課経理室は、第十条第二項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事

務をつかさどる。

- 一 人事・恩給局の所掌事務に係る国会議員互助年金等の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。
- 二 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。
- 三 人事・恩給局の所掌事務に係る国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。

第五条 削除

(人事・恩給局恩給企画課恩給相談官の所掌事務の特例)

第六条 人事・恩給局恩給企画課恩給相談官は、第十条第五項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を行う。

(人事・恩給局恩給業務課受給・債権調査室の所掌事務の特例)

第七条 人事・恩給局恩給業務課受給・債権調査室は、第十二条第二項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。
- 二 高額所得のある場合における国会議員の普通退職年金の停止に関すること。
- 三 国会議員の互助年金の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。
- 四 国会議員互助年金等の過払金の処理に関すること。

（人事・恩給局恩給業務課支給管理室の所掌事務の特例）

第八条 人事・恩給局恩給業務課支給管理室は、第十二条第四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国会議員互助年金等の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。

二 国会議員の互助年金を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。

三 国会議員互助年金等の未支給金の処理に関すること。

四 国会議員の互助年金を担保とする貸付けに関すること。

（人事・恩給局恩給業務課情報処理調整官の所掌事務の特例）

第九条 人事・恩給局恩給業務課情報処理調整官は、第十二条第七項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（人事・恩給局顧問医の所掌事務の特例）

第十条 人事・恩給局顧問医は、第十四条第二項に規定する事務のほか、当分の間、国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画する。

（行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例）

（削る）

（行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例）

第十条 (略)

(恩給経理官の職務の特例)

第十五条の二 恩給経理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 国会議員の互助年金及び互助一時金(以下「国会議員互助年金等」という。)の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

二 国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。

三 国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。

(恩給審理官の職務の特例)

第十五条の三 恩給審理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する異議申立て及び訴訟に関する事務を助ける。

(恩給相談官の職務の特例)

第十五条の四 恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

(受給・債権調査官の職務の特例)

第十五条の五 受給・債権調査官は、第七十五条第十三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、

第十条の二 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。
 - 二 高額所得のある場合における国会議員の普通退職年金の停止に関すること。
 - 三 国会議員の互助年金の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。
 - 四 国会議員互助年金等の過払金の処理に関すること。

(恩給支給官の職務の特例)

- 第十五条の六 恩給支給官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
- 一 国会議員互助年金等の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。
 - 二 国会議員の互助年金を受け権利の消滅に関する事務の処理に関すること。
 - 三 国会議員互助年金等の未支給金の処理に関すること。
 - 四 国会議員の互助年金を担保とする貸付けに関すること。

(情報処理調整官の職務の特例)

- 第十五条の七 情報処理調整官は、第七十五条第十五項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

(新設)

(新設)

(恩給顧問医の所掌事務の特例)

第十五条の八 恩給顧問医は、第七十五条の二第二項に規定する事務のほか、当分の間、国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参加する。

(管区行政評価局等の第一部等の管理官の所掌事務の特例)

第二十条の二 復興庁が廃止されるまでの間、第二百四十七条第三号イの規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

(削る)

(行政評価事務所の評価監視官の所掌事務の特例)
第二十二条 (略)

(新設)

(管区行政評価局等の第一部等の管理官の所掌事務の特例)

第二十条の二 復興庁が廃止されるまでの間、第二百四十七条第二号イの規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。

第二十二条 削除

(行政評価事務所の評価監視官の所掌事務の特例)
第二十二条の二 (同上)

○ 総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
<p>（本省及び消防庁の定員） 第一条 総務省の本省及び消防庁の定員は、次の表のとおりとする。</p>							
区分	定員	備考	区分	定員	備考	区分	定員
本省	四、八三三人		本省	四、九六二人		本省	四、九六二人
消防庁	一六九人		消防庁	一六九人		消防庁	一六九人
合計	五、〇〇二人		合計	五、一三二人		合計	五、一三二人